

問 合 せ 先	中区福祉課高齢介護係 (504-2570)
	東区福祉課高齢介護係 (568-7730)
	南区福祉課高齢介護係 (250-4107)
	西区福祉課高齢介護係 (294-6218)
	安佐南区福祉課高齢介護係 (831-4941)
	安佐北区福祉課高齢介護係 (819-0585)
	安芸区福祉課高齢介護係 (821-2808)
	佐伯区福祉課高齢介護係 (943-9729)

## 後期高齢者医療保険料の減免等

### 1 支援策の内容

災害が発生した日の属する月から以後1年間(12ヶ月)の保険料の全額を月割で減免・徴収猶予します。

### 2 対象者(要件等)

この度の震災により、被保険者又はその属する世帯の世帯主の所有に係る住宅、家財又はその他の財産につき損害を受けた金額(保険金等により補てんされるべき金額を控除した額)の割合がその住宅、家財又はその他の財産の価格の20%以上の場合。

### 3 手続きの方法

手続きに必要なもの

- ① 災害の事実を証明するもの(り災証明書等)
- ② 損害補てん額の分かるもの(損害保険会社の保険金振込通知書等)
- ③ 被保険者証

※ 詳しくは区福祉課高齢介護係にお問い合わせください。

### 4 申請期限

申請可能な状況になり次第、速やかに申請してください。